



# 広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和7年4月17日：第2版

## 【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係  
電話：(0996)24-8919

産業・定住支援室 移住定住係から

### 助成 若者定住促進家賃補助について ~さつま町に移住・定住される(た)方へ~

町では、転入世帯や新婚世帯に対し、定住促進のための家賃補助を行っています。



#### ■1 転入世帯

##### 【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

##### 【補助額】

- ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2  
最長24月(上限2万円)
- ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4  
最長24月(上限2万円)

##### 【主な要件】

- ①転入時において39歳以下の方
- ②転入以前、町外に1年以上居住しており、1年以内に民間賃貸住宅を自ら契約し居住している方
- ③転入後1年以内に企業に正規雇用された方または、転入時において企業に正規雇用されている方
- ④さつま町に住民登録している方
- ⑤町税などの滞納がない方
- ⑥転勤者ではない方 など

#### ■2 新婚世帯

##### 【申請受付期間】

婚姻日から1年以内

##### 【補助額】

- ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2  
最長24月(上限2万円)
- ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4  
最長24月(上限2万円)

##### 【主な要件】

- ①夫婦共に39歳以下の世帯
- ②婚姻による新婚世帯で、婚姻届の提出から1年以内に民間賃貸住宅を夫婦のいずれかが契約し居住している世帯
- ③夫婦のいずれかが企業に正規雇用されている世帯
- ④夫婦のいずれもさつま町に居住し、住民登録している世帯
- ⑤町税などの滞納がない方

など

※■1、2共に、その他条件がありますので、詳細はお問い合わせください。



◀家賃補助について

<お問い合わせ先>

さつま町役場  
産業・定住支援室 移住定住係  
電話：(0996)26-1823  
窓口：本庁2階7番

**助 成**

**転入者・新卒者就労支援奨励金について ~さつま町に移住・定住される(た)方へ~**

町では、転入者、新卒者に対し、定住促進を支援するための助成を行っています。ただし、公務員と転勤による転入の方、その他にも在留資格によっては支給対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**■1 転入者**

**【申請受付期間】**

要件を満たした日から1年以内

**【補助額】**

- 町内の企業に勤務 奨励金 20 万円
- 町外の企業に勤務 奨励金 10 万円

**【主な要件】**

- ①転入時の年齢が 50 歳以下の方
- ②転入以前、町外に 1 年以上居住しており、転入してから現在まで引き続きさつま町に住民登録されている方
- ③転入後 1 年以内または転入前から企業に正規雇用されており、転入後継続して 2 年以上勤めている方
- ④町税などの滞納がない方 など

※■1、2共に、その他条件がありますので、詳細はお問い合わせください。



◀転入者



◀新卒者

**■2 新卒者**

**【申請受付期間】**

要件を満たした日から1年以内

**【補助額】**

- 町内の企業に勤務 奨励金 20 万円
- 町外の企業に勤務 奨励金 10 万円

**【主な要件】**

- ①卒業後1年以内に企業に正規雇用されている方
- ②継続して2年以上企業に雇用されている方
- ③就労日から現在までさつま町に住民登録がある方
- ④町税などの滞納がない方 など



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場  
産業・定住支援室 移住定住係  
電話:(0996)26-1823  
窓口:本庁 2 階 7 番

**助 成**

**木造住宅の耐震診断・改修工事への補助金があります**

町では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備促進のため、耐震診断と耐震改修工事費用の一部を補助します。

**【対象者】**

次の①～③を全て満たす方

- ①木造住宅の居住者または所有者
- ②居住者と所有者が異なる場合は、どちらも耐震診断や耐震改修工事に同意している方
- ③町税などの滞納がない方

**【対象住宅】**

次の①～④を全て満たす住宅

- ①専用住宅、長屋または共同住宅(店舗などを兼ねた住宅は、店舗などに使用する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満)
- ②2階建て以下で延べ床面積が 500 m<sup>2</sup>以下
- ③昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工
- ④現在、居住用として使用している

**【申請期限】**

令和7年 11 月 28 日(金)



**【補助額】**

- 耐震診断・・・募集件数 2 棟(先着順)  
限度額:6 万円(対象経費の 3 分の 2)
- 耐震改修工事・・・募集件数 1 棟(先着順)  
限度額:30 万円(対象経費の 100 分の 23)

**【その他】**

- ・申請前に耐震診断や耐震改修工事を着手または終えている場合は対象外です。
- ・耐震改修工事は、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物であることが必要です。
- ・補助金の交付回数は、1 棟につき 1 回です。
- ・募集棟数に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

＜申込み・お問い合わせ先＞  
さつま町役場 建設課 建築係  
電話:(0996)26-1829  
窓口:本庁 2 階 6 番

助成

住宅リフォーム支援事業補助金 ～申請受付が始まります～

町では、令和7年度住宅リフォーム支援事業補助金の申請を受け付けます。住宅リフォームや耐震化をご検討の方は、ご活用ください。

【補助金額】

- 最大 20 万円
- 子育て世帯……最大 30 万円
- ※補助率 20% (対象工事費の 5 分の1)
- 工事費 20 万円以上が対象
- ※事前着工は対象外です
- ※子育て世帯とは0歳から 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子どもがいる世帯

【対象者】

- ・対象住宅の所有者
- ・対象住宅に自ら、または親族(二親等以内)が居住し、その方が対象住宅に住民登録されていること

【申込受付】

- ・期間 5月 20 日(火)・21 日(水)
- ・時間 午前 9 時～正午まで
- ・場所 本庁 2 階 会議室 2-A
- ・募集件数 55 件程度(予算の範囲内)

【補助金決定】

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、応募者多数の場合は、抽選となります。

〈抽選の場合〉

- ・日時 5月 28 日(水) 午前 10 時から
- ・場所 本庁 2 階 会議室 2-A

【申込方法】

申請には、申請書一式・見積書・図面・施工箇所の写真などが必要です。詳しくは建設課建築係までお問合せください。



＜申込み・お問い合わせ先＞  
さつま町役場 建設課 建築係  
電話:(0996)26-1829  
窓口:本庁 2 階 6 番

案内 湯田地区体育館の使用申し込み方法について

旧流水小学校の体育館は、4月から湯田地区体育館(社会体育施設)となりました。使用申し込みの際は下記の管理人までご連絡ください。

【申込先(管理人)】

上野 精士  
さつま町湯田 1122 番地 3  
0996-55-9020



＜お問い合わせ先＞  
さつま町教育委員会  
社会教育課 スポーツ振興係  
電話:(0996)26-1843  
窓口:本庁 3 階 14 番

募集 「全国戦没者追悼式」  
参列遺族の募集

【期 日】 8月 15 日(金)

【場 所】 日本武道館(東京都千代田区)

【対象者】

- 戦没者及び一般戦災死没者(空襲により亡くなった方など)の遺族
- 鹿児島県内に住民登録をしている遺族に限ります。
- 過去に参列したことがない方を優先します。
- 18 歳未満の遺族も募集します。

【申込方法】

- ①申込期間 5月 1 日(木)～30 日(金)
- ②申込先 ほけん福祉課福祉係へご連絡ください。

＜申込み・お問い合わせ先＞  
さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係  
電話:(0996)24-8930  
窓口:本庁 1 階 4-③番

**案内 「キャッシュレス決済」促進キャンペーン実施！（ポイント付与率最大 30%）**

「キャッシュレスでもさつまのお店を応援しよう！」キャンペーン第3弾を実施します。  
物価高騰の影響を受けられた事業者や生活者への支援や地域経済の活性化を後押しするため、町内の対象店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へ決済額に応じたポイント付与事業を行います。

**■ポイント付与事業内容**

**①実施期間**

令和7年6月1日～6月30日

**②対象キャッシュレス決済**

PayPay、auPay、d払い、Payどん

**③対象店舗**

町内対象キャッシュレス加盟店

**④ポイント付与率 決済額の30%**

- ・1回あたり付与上限1,000円相当
- ・期間中の合計上限3,000円相当
- ・これは、1決済事業者当たりの付与上限です。
- ・付与日は各社で異なります。

★キャンペーンにあわせ、新たにキャッシュレス決済を導入したい事業者や利用したい方を対象とした個別の相談会を計画しています。

**【個別相談会】**

**対象者:**本町在住の方、町内事業者  
※対応できない決済業者もあります

**○日時:**令和7年5月12日(月)  
午前9時30分～午後3時まで

**場所:**本庁 1階町民ホール

**○日時:**令和7年5月13日(火)  
午前9時30分～午前11時30分まで

**場所:**薩摩農村環境改善センター ロビー

**○日時:**令和7年5月13日(火)  
午後1時～午後3時まで

**場所:**鶴田中央公民館 ロビー

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 さつまPR課 商工観光係  
電話:(0996)24-8950  
窓口:本庁2階7番

**助成 危険家屋解体撤去補助金 申請受付のお知らせ**

町では、令和7年度危険家屋解体補助金の申請受付を行います。危険家屋の解体をご検討の方は、ご活用ください。※危険家屋とは、倒壊等の危険が予測されるなど危険度判定を受けた空き家です。

**【対象者】**

・対象家屋の所有者、または相続人の方

**【補助金額】**

危険度が高い家屋・・・最大20万円

特に危険度が高い家屋・・・最大40万円

※補助率30%(対象工事費の3分の1)

工事費30万円以上が対象

※事前着工は対象外です。

**【受付期間等】**

・受付期間 令和7年12月まで

・受付場所 さつま町役場 本庁 建設課建築係

・募集件数 25件程度(予算の範囲内)

**【補助金決定】**

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、申請多数の場合は、予算の範囲内での決定となりますので、あらかじめご了承ください。

**【申込方法】**

申請には、申請書一式・見積書・対象家屋の写真・名寄台帳(又は登記事項証明書)などが必要です。詳しくは本庁建設課建築係までお問い合わせください。

＜申込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場 建設課 建築係  
電話:(0996)26-1829  
窓口:本庁2階6番